

追加議案資料

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	1 (一部改正 1)
2 単 行	2
3 補正予算	1 (一般会計 1)
計	4

令和 7 年 6 月 定例議会 追加提出議案一覧表

令和 7 年 6 月 2 3 日

第 5 0 号議案	犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 5 1 号議案	財産の取得について（高規格救急自動車）
第 5 2 号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて
第 5 3 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 3 号）

《一部改正》

○ 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（第50号議案）

【趣旨】

国の法律（※）が令和7年6月4日に改正されたことに準じ、投票管理者や投票立会人などの選挙関連事務に従事する非常勤特別職の職員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

※ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）

【内容】

選挙関連事務に従事する下記の非常勤特別職の職員の報酬を増額する。

区分		旧（改定前）	新（改定後）
投票管理者	投票所	日額 12,700円以内	日額 14,500円以内
	期日前投票所	日額 11,200円以内	日額 12,800円以内
選挙長及び開票管理者		1回 10,700円	1回 12,200円
投票立会人	投票所	日額 11,600円以内	日額 12,400円以内
	期日前投票所	日額 9,600円以内	日額 10,900円以内
選挙立会人及び開票立会人		1回 9,700円	1回 10,100円

【予算措置】

令和7年7月執行予定の第27回参議院議員通常選挙に係る投票立会人等の報酬を支出するため、次の補正予算を計上する。

＜歳出＞ 2款4項2目1節 非常勤職員報酬 141,000円

（内訳）

- ・投票管理者 投票日 14,500円×23人×2日＝667,000円
- ・投票管理者 第1期日前 12,800円×1人×6日＝76,800円
- ・投票管理者 第2期日前 12,800円×1人×6日＝76,800円
- ・開票管理者 12,200円×1人×1回＝12,200円
- ・投票立会人 投票日 12,400円×46人×1日＝570,400円
- ・投票立会人 第1期日前 10,900円×2人×16日＝348,800円
- ・投票立会人 第2期日前 10,900円×2人×16日＝348,800円
- ・開票立会人 10,100円×20人×1回＝202,000円

積算額 2,305千円 － 既決予算額 2,164千円 ＝ 補正額 141千円

（次ページにつづく）

<歳入> 16款3項1目2節 選挙県委託費 141,000円

(内訳)

・参議院議員通常選挙執行県委託金 141,000円

【施行日】

公布の日

※令和7年7月執行予定の第27回参議院議員通常選挙からの適用を予定

《財産の取得》

○ 財産の取得について（高規格救急自動車）（第51号議案）

【趣旨】

高規格救急自動車の老朽化に伴い更新購入するもの。令和7年5月13日付けで防衛省の東海防衛支局から防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の交付決定を受けた。

（補助金額：19,758,000円、補助率：補助基準額の2／3）

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

- 購入金額 金32,890,000円
- 受注者 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 神田 昌明
- 契約方法 指名競争入札
- 執行年月日 令和7年6月6日
- 入札参加者 4者
- 納期 令和8年3月16日まで
- 主要諸元
駆動方式：4輪駆動、エンジン：ガソリンエンジン
変速機：オートマチックトランスミッション、乗車定員：7人
取付け装備品：メーンストレッチャー、酸素呼吸器、気道確保用資機材、
自動体外式除細動器（AED）、心電計、吸引器
- 主な用途
高規格救急自動車は、高性能な医療機器や設備を搭載し、高度な救急医療処置に対応できる車両です。
救急出動では救急救命士が同乗し、重篤な傷病者に対しては高度な救命処置を行い、迅速に医療機関へ搬送します。

（車両イメージ）



指名競争入札執行調書

執 行 年 月 日	令和7年6月6日(金)	午前9時03分	入 札 書 比 較 価 格	38,455,662円
執 行 場 所	犬山市役所	経営改善課	予 定 価 格	42,301,228円
件 名	高規格救急自動車の購入について			
品 名 等	高規格救急自動車			
納 入 場 所	犬山市消防本部			
商 号 又 は 名 称	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	備 考
愛知日産自動車株式会社	29,900,000円			落札
愛知トヨタWEST株式会社 桜井店	39,087,188円			
株式会社モリタ 名古屋支店	45,000,000円			
平和機械株式会社	45,000,000円			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《和解及び損害賠償額の決定》

○ 和解及び損害賠償の額を定めることについて（第５２号議案）

【趣旨】

公用車による事故に関し、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

公用車による下記の事故について、人身損害に係る損害賠償の額を決定し、相手方と和解するもの。

事故発生日時	令和６年１１月２２日午後１時４０分頃
事故発生場所	犬山市羽黒鉾添一丁目４番地
事 故 概 要	町会長宅に回覧文書を配達するため犬山市東児童センター前の道路を東進し、市道前原朝日線に合流しようとしたところ、市道前原朝日線を走行中の相手方車両の後方部分に公用車の前方部分が接触した。
過 失 割 合	市：８０％ 相手方：２０％
人 身 損 害 額	７４９，７３０円 （内訳）医療費 １２３，８７０円 通院費 １，２６０円 慰謝料 ６２４，６００円
損 害 賠 償 額	５９９，７８４円（人身損害額の８０％）
和 解 内 容	損害賠償額から、市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により同共済会から医療機関に直接支払われた医療費１２３，８７０円を差し引いた４７５，９１４円を市が相手方に支払う。

【予算措置】

上記の和解金及び全国市有物件災害共済会からの災害共済金（保険金）について、補正予算を計上する。

《歳出》 ４７６千円

《歳入》 ４７６千円

（次ページにつづく）

【その他】

令和7年5月30日に全国市有物件災害共済会より、前述の和解内容で相手方からの内諾が得られたとの連絡があり、速やかに和解に向けての進めを進めるため、本議会に追加議案として議案を上程する必要がある。

なお、本件事故に係る物損（車両）については、市長の専決処分により令和7年2月4日付けで相手方との示談が成立しており、その旨同年3月5日付けの文書により議会に報告済である。

令和 7 年 6 月定例議会 会計別補正予算額一覧表
【 追加提案分 】

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
				第 3 号	
一 般 会 計		30,979,234	31,028,747	3,004	31,031,751
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	6,668,427	6,676,765		6,676,765
	犬 山 城 費 特 別 会 計	324,802	324,802		324,802
	木 曽 川 う か い 事 業 費 特 別 会 計	65,658	65,658		65,658
	介 護 保 険 特 別 会 計	5,639,051	5,639,051		5,639,051
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,844,182	1,844,182		1,844,182
	小 計	14,542,120	14,550,458	0	14,550,458
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,810,198	1,810,198		1,810,198
	下 水 道 事 業 会 計	4,031,650	4,031,650		4,031,650
	小 計	5,841,848	5,841,848	0	5,841,848
合 計		51,363,202	51,421,053	3,004	51,424,057

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

《一般会計》

○ 日本放送協会（NHK）の放送受信料

歳出 補正予算要求額 2,387 千円

【補正理由】

日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項により、日本放送協会と受信契約を締結しなければならない。この受信契約を締結した者は、日本放送協会放送受信規約第5条第1項により、当該受信設備に係る放送受信料の支払義務が生じる。

受信設備の設置状況を調査した結果、テレビ等受信設備の一部について受信契約の締結がされていないことが判明した。設置当時の放送受信料を支払う必要があるが、当初予定した支出ではないため、補正予算を計上するもの。

【内容】

放送法第64条第1項に「放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、受信契約を締結しなければならない。」と規定されている。本市において受信設備の設置状況の調査をした結果、受信契約の締結がされていない受信設備が確認されたため、日本放送協会と協議。該当する受信設備に係る受信契約を締結し、放送受信料の支払をするもの。

令和7年6月18日の報告では、対象の受信設備は36台としていたが、日本放送協会との協議の結果、アンテナプラグの設置がなく、テレビ受信が行える環境に無い場合、受信契約の締結は不要であることが確認できたため、テレビ1台が対象外となった。その他の受信設備についても、日本放送協会と受信設備の要件等について、協議、確認をしている。

【効果】

受信契約未締結分の放送受信料を支払うことで、放送法を遵守する。

【概略スケジュール】

- 令和7年4月中旬 日本放送協会より受信契約の調査依頼
- 4月下旬～ 庁内調査及び目視による確認
- 5月中旬～ 日本放送協会に受信契約未締結分の放送受信料の額の協議
- 6月上旬 未契約放送受信料の額を一旦確定（12台 657,629円）
- 6月17日 未契約のワンセグ対応携帯電話の報告を受け、再調査を実施し、概算費用算出
- ※ 日本放送協会に受信契約未締結分の放送受信料の額の再確認依頼
- 6月19日 日本放送協会と協議後、台数、費用を確定

(次ページにつづく)

【積算内容】**計 2,386,605 円 （ 計 35 台 平成 25 年 11 月以降分）**

(内訳)

設備種別	台数	設置課	放送受信料
テレビ	4 台	情報政策課（3 台） 子ども未来課（1 台）	130,160 円
カーナビ	8 台	総務課（6 台） 消防署（2 台）	527,469 円
ワンセグ対応 携帯電話	23 台	障害者支援課（3 台） 健康推進課（1 台） 福祉課（1 台） 子育て支援課（13 台） 消防署（5 台）	1,728,976 円